

特定施設一覧(騒音関係)

施設名または作業名	騒音規制法(施行令第1条別表第1)		兵庫県 環境の保全と創造に関する条例 (施行規則第9条別表第6)
	対象詳細		対象詳細
圧延機械	金属 加工 機械	原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のもの	動力が22.5kw以上のもの
製管機械		すべてのもの	すべてのもの
ベンディングマシン		ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kw以上のもの	動力が3.75kw以上のもの
液圧プレス		矯正プレスを除く	すべてのもの
機械プレス		呼び加圧能力が294kN以上のもの	呼び加圧能力が30トン以上のもの
せん断機		原動機の定格出力が3.75kw以上のもの	動力が3.75kw以上のもの
鍛造機		すべてのもの	すべてのもの
ワイヤーフォーミングマシン		すべてのもの	すべてのもの
プラスト		タンブラスト以外のもので密閉式のものを除く	すべてのもの
タンブラー		すべてのもの	すべてのもの
切断機		砥石を用いるもの	—
空気圧縮機		原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	—
空調機・冷凍機の圧縮機	—	動力が7.5kw以上のもの	
送風機	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	動力が3.75kw以上のもの	
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機	土石用又は鉱物用に限る原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	すべてのもの(土石用若しくは鉱物用のもの又は食料品、飼料若しくは肥料の製造の用に供するものにあつては、動力が7.5kw以上のものに限る)	
ふるい及び分級機	土石用又は鉱物用に限る原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	動力が7.5kw以上のもの	
織機	原動機を用いるもの	すべてのもの	
コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のもの	すべてのもの	
アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上のもの	すべてのもの	
穀物用製粉機	ロール式のものであつて、原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	—	
ドラムバーカー	木材 加工 機械	すべてのもの	すべてのもの
チップパー		原動機の定格出力が2.25kw以上のもの	すべてのもの
碎木機		すべてのもの	すべてのもの
帯のこ盤		製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kw以上のもの、木工用のものにあつては、原動機の定格出力が2.25kw以上のもの	—

施設名または作業名	騒音規制法(施行令第1条別表第1)		兵庫県 環境の保全と創造に関する条例 (施行規則第9条別表第6)
	対象詳細		対象詳細
丸のこ盤	木材加工機械	丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kw以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kw以上のもの	—
動力のこぎり機		—	動力が0.75kw以上のもの
かな盤		原動機の定格出力が2.25kw以上のもの	動力が0.75kw以上のもの
抄紙機	すべてのもの		すべてのもの
印刷機械	原動機を用いるもの		すべてのもの
合成樹脂用射出成形機	すべてのもの		すべてのもの
鋳造型機	ジョルト式のもの		すべてのもの
ディーゼルエンジン又はガソリンエンジン	—		出力が3.75kw以上のもの
工業用ミシン	—		同一建物に10台以上設置するもの
ニューマチックハンマー	—		すべてのもの
コンクリート管、コンクリート柱又はコンクリートブロックの製造機	—		すべてのもの
金属用打抜機	—		動力が2.25kw以上のもの
グラインダー	—		すべてのもの
工業用ミキサー	—		すべてのもの
ロール機	—		すべてのもの
重油バーナー	—		重油使用量が1時間当たり15リットル以上のもの
ゴム、皮又は合成樹脂の打抜機又は裁断機	—		すべてのもの
スチームクリーナー	—		すべてのもの
金属工作機械	—		同一建物内に5台以上設置するもの
石材引割機	—		すべてのもの
ドラム缶洗浄機	—		すべてのもの
風力発電設備	—		出力が20kw以上のもの
板金又は製缶の作業	—		厚さ0.5mm以上の金属板を加工するもの
鉄骨又は橋りょうの組立作業	—		すべてのもの
建設材料置場における運搬作業	—		土砂石の材料置場であつて1月以上使用するもの

※原動機と動力の違いに注意して下さい。

原動機 ⇒施設1台あたりの定格出力

動力 ⇒施設1台あたりの原動機の定格出力の合計